官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔法律〕
○森林法等の一部を改正する法律（四五）　一九
○港湾法の一部を改正する法律（四四）　一九
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（四六）　二一
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（四七）　二三
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（四八）　二三

〔政令〕
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二二三）　二五
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（二二四）　二六
○災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（二二五）　二六

〔省令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**法務**三五）　二七

〔規則〕
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（**国家公安委**一二）　二七

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（**国家公安委**一六）　二八
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一七一）　二九
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**同**一七二）　二九
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（**同**一七三）　二九
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**同**一七四）　二九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一二三一）　二九
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**七六四～七六八）　二九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**七六九）　二九
○道路に関する件（**東北地方整備局**一四四～一四七）　二九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一四八）　二九
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**三二）　二九

〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（経済産業省）　二九

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、首都高速道路株式会社都市計画事業、税理士証票無効・登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二九
地方公共団体
行旅死亡人関係　二九
会社その他
会社決算公告　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇森林法等の一部を改正する法律（法律第四四号）

（農林水産省）

一　森林法の一部改正関係

1　森林計画制度の見直し

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項を地域森林計画の計画事項とすることとし、鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項を市町村森林整備計画の計画事項とすることとした。（第五条及び第一〇条の五関係）

2　伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況に関する報告制度の創設

森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないこととした。（第一〇条の八第二項関係）

3　共有者不確知森林に係る裁定制度の創設

㈠　地域森林計画対象民有林であって、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不確知森林」という。）の森林所有者で知れているもの（以下「確知森林共有者」という。）が当該共有者不確知森林の森林所有者で確知することができないものの立木の持分（以下「不確知立木持分」という。）等の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、公告を求める旨を市町村の長に申請することができることとした。（第一〇条の一二の二関係）